

御前崎市市民活動団体登録規約

平成 30 年 12 月 1 日 策定

(目的)

第 1 条 御前崎市内で活動する市民活動団体（以下「団体」という）の活性化及び市民の社会貢献活動への参加機会の拡充を目的として、御前崎市（以下「市」という）へ団体の登録を行う。なお、登録に関し必要な事項はこの規約の定めるところによる。

(登録の申請・決定)

第 2 条 登録を申請する団体は、御前崎市市民活動団体登録シート（様式第 1 号）により市に申請すること。なお、同シートを審査し、登録を決定した場合は、御前崎市市民活動団体登録状況通知書（様式第 2 号）により、当該団体に通知する。

(登録団体の要件)

第 3 条 市民活動の健全な発展と、市民生活の向上を図るため、市に登録できる団体は、次の各号いずれにも該当する団体とする。

- (1) 公益的な活動を目的としていること。
- (2) 原則 5 人以上の構成員を有すること。
- (3) 市内で活動していること。
- (4) 定款・会則等を有すること。
- (5) 営利活動、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動を行なわないこと。
- (6) 暴力団の統制下でないこと。

(登録不可の通知)

第 4 条 第 2 条の申請が登録の要件に適合しなかった場合は、御前崎市市民活動団体登録状況通知書（様式第 2 号）により、当該団体に通知する。

(登録の変更)

第 5 条 登録団体は、前条に規定する期間中に団体情報の内容に変更があったときは、変更内容を記載した御前崎市市民活動団体登録シート（様式第 1 号）を市に提出すること。

(登録の取消し要件)

第 6 条 市は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を

取消することができる。

- (1) 第3条に掲げる登録の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 団体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。
- (4) 団体としての信用を失う行為があったとき。
- (5) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (6) 団体が解散したとき。

(登録の取消し)

第7条 前項の規定により登録を取消したときは、速やかに御前崎市市民活動団体登録状況通知書(様式第2号)により、当該団体に通知する。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、登録団体の取扱に関し必要な事項は市が定める。

附 則

この基準は、平成30年12月1日から施行する。